東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

令和３年４月28日
条例第32号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び第８号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものとする。

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　法第96条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。